

## 役員・評議員の報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人江育会（以下「法人」という。）の役員・評議員の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員・評議員に対して報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員・評議員が、理事会・評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、各年度の総額が 50 万円を超えない範囲でその費用を弁償する。

2 費用弁償額は、理事会またはその他の会議への出席は、当法人事務所の場合は費用を支給しないが、他会場の場合は、1回 5,000 円の交通費を支給する。旅行の際は、別途実費額を支給する。

(改 正)

第4条 この規程の改正については、理事会および評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 2 月 4 日 改定

平成 29 年 6 月 18 日 改定